

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 中小事業者等への固定資産税・都市計画税の軽減制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者などが所有する事業用家屋および償却資産について、申告により令和3年度分固定資産税・都市計画税が軽減されます。

軽減の適用には、事前に認定経営革新等支援機関等から「確認書（特例申告書）」の発行を受ける必要があります。
「特例申告書」様式は、資産税課ウェブページまたは同課窓口で配布しています。

- ◆対象者 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期間と比べ30%以上減少している中小事業者等
- ◆対象資産 事業用家屋および設備などの償却資産（土地や居住用の家屋は対象外）
- ◆軽減率 事業収入減少率30%以上50%未満⇒2分の1
事業収入減少率50%以上⇒全額
- ◆申告期間 令和3年1月4日⑤～2月1日⑤
詳しくは、資産税課ウェブページをご覧ください。



申告・問合せ 資産税課(2階) ☎(20)1579、FAX(20)1609

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

市では、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したひとり親世帯への支援として、給付金の支給を行っています。

	対象者	給付額	申請方法
基本給付	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方	1世帯5万円、 第2子以降 1人につき3万円	申請は不要です 対象者には個別に 通知しています。
	②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方		申請が必要です 申請期限 令和3年2月26日⑤ 詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方		
追加給付	基本給付金対象者の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方	1世帯5万円	



※基本給付・追加給付ともに給付を受けられるのは1回のみです。既に給付を受けられた方は申請できません。

申請・問合せ 子育て支援課(2階) ☎(20)1573、FAX(20)1610